

ワインGI登録の意義

ワイン主産地が地理的表示(GI)保護制度の登録を受ける意義などについて、この分野に詳しい流通経済大学の児玉徹教授に寄稿してもらった。

▼1面参照

GIの登録は、当該産



流通経済大学教授
児玉 徹氏

〈寄稿〉

地において消費者から支持を受けるワインが伝統的に生産され、その結果生じた社会的評価に対し

とである。そのためには、各産地が、ワイン造りに関する取り組みや自然条件に関する情報を、産官学の連携のもとで一層積極的に発信する必要があら。国内市場の7割近く

各産地において、ワイン造りに関わる主体にしっかりと利益が還元される、さまざまな知識が共有される仕組みを、産官学の連携によって発展させていく必要がある。ワインナリーだけでなく、ワ

地域ブランド強化契機に

て国がお墨付きを与えたことを意味する。重要なのは、お墨付きを契機に、各産地がワイン産業のさらなる発展に取り組み、地域ブランドをより強固なものにしていくこ

を占める外国産ワインに対抗するためにも、さまざまなチャネルを介した戦略的な情報発信が求められる。情報発信は、当該産地のワインツーリズムの活性化にもつながる。

イン用ブドウの重要な供給源であるブドウ農家にも利点がある仕組みでなければならぬ。将来的には、道府県単位の登録地域の内部にあるより狭い地域が、GI

の登録対象となる可能性もある。欧州では、GIの登録地域がより狭くなるほど、ワインにより高い付加価値が与えられる傾向がある。国内でワインに関する最初のGI登録を受けた山梨には現在85のワインナリーが存在するが、今回GI登録される見込みの大阪のワインナリー数は8

である。大阪と同程度のワインナリー数である岩手、新潟、岡山、広島といったワイン産地においても、GI登録に向けた動きが出てくるかもしれない。